

鴻巣市スクールバス運行の手引き

令和8年5月改訂

鴻巣市教育委員会

目次

1	運行日、運行時刻等について	2
2	スクールバスの利用手続き	3
3	スクールバスを運行するにあたっての責務	3
4	利用者に関する遵守事項（保護者の皆様へ）	4
5	バス通学11のやくそく（児童向け）	5
6	その他留意事項	6
7	緊急時の対応について	6

1 運行日、運行時刻等について

(1) 運行日

原則、児童が登校する日とします。

(2) 運行時刻

- ・登校時の運行時刻は、利用開始年度及び運行内容に変更があった際に通知します。
- ・下校時における運行時刻については、学校より配布される月間運行計画書（学校だより等）を参照ください。
- ・学校運営上必要な場合や自然災害等の緊急時においては、柔軟に運行時間を対応するものとします。

(3) スクールバス利用者

スクールバスの利用者は、別表1の左欄掲げる学校に通学する児童のうち、同表の右欄に掲げる通学区域に住所を有するものであって、かつ、当該学校から直線距離で2 kmを超える区域から通学するものとします。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、利用を認める場合があります。

(別表1)

学校名	通学区域
鴻巣市立鴻巣中央小学校	笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
鴻巣市立吹上小学校	前砂、明用、三町免、小谷
鴻巣市立下忍小学校	北新宿

(4) 運行車両等について

学校名	バスの種類
鴻巣市立鴻巣中央小学校	マイクロバス（27人乗り）
鴻巣市立小谷小学校	マイクロバス（27人乗り）
鴻巣市立下忍小学校	中型バス（45人乗り又は40人乗り）

・運行する車両は、乗車する児童全員が1人1座席使用することができ、正座席、補助席を問わず、すべての座席に、シートベルトを装備するなど、安全性が確保されているものを使用します。

・運行する車両は、毎日同一の車両を使用します。故障等により、使用できなくなった場合は予備車両で運行します。

2 スクールバスの利用手続き

- (1) 別表1で定めるスクールバス利用者に対して、利用開始年度や運行内容に変更があった際には、「鴻巣市スクールバス利用許可書」を送付します。
※変更がない場合は自動更新となります。
- (2) 利用しない方等につきましては、鴻巣市教育委員会教育総務課（TEL：048-541-1321）まで御連絡ください。

(その他)

- ・ スクールバスを利用しない場合には、保護者の責任において通学をお願いします。
- ・ 対象者全員の乗車ができます。
- ・ スクールバスの利用にあたって、保護者の費用負担はありません。

3 スクールバスを運行するにあたっての責務

(学校)

- (1) 児童がバスの中で安全に過ごすよう指導を行います。
- (2) 月間運行計画表を運行月の前月20日までに作成し、バス事業者及び保護者に提出します。
- (3) 登校時刻、下校時刻を変更する場合には、事前に一斉メール等で保護者に連絡します。
- (4) 運行に際し、バス事業者から大幅な遅延が発生する旨の報告を受けた場合には、一斉メール等で保護者に連絡します。
- (5) バス到着の際は、バス運転手と名簿の受け渡しを行い、児童の状況について確認します。
- (6) 事故や災害が発生した場合には、児童の安否やけが等の確認を行うとともに、保護者やバス事業者と連携を図ります。
- (7) 運転士や保護者からの事故や欠席等の報告を受けられる体制を整備します。

(バス事業者及び運転士)

- (1) 運行開始前に運転士の健康状態の確認を行うなど、健康管理に万全を期するようにします。
- (2) 安全運行及び運行業務に関する研修を十分に行います。
- (3) 児童の乗車時の安全確保並びに乗車、降車人数の確認を乗車名簿等で必ず行います。

- (4) 運行に際し、大幅な遅延が発生する場合には、速やかに学校に報告します。
- (5) 運転士は、運行業務を円滑に遂行するため、業務に支障がないよう事前に運行ルート等を把握します。
- (6) 運転士は、必ずシートベルトを着用するよう児童に指導します。

4 利用者に関する遵守事項（保護者の皆様へ）

スクールバス運行には保護者の皆様の御協力が必要不可欠です。決まりごとを守り、児童たちが安全かつ気持ちよく、毎日の学校生活を送れるよう御協力ください。

- (1) 「バス通学11のやくそく（児童向け）」を保護者からも児童に対して必ず守るよう御指導ください。
- (2) 習い事等により下校時にスクールバスを利用しない日は、「連絡帳」等、学校が指定する方法でその旨を必ず御連絡ください。
- (3) 放課後児童クラブを利用されている方で、放課後児童クラブを利用しない日がある場合、その日は下校時もスクールバスを利用できます。この場合、「連絡帳」等、学校が指定する方法でその旨を必ず御連絡ください。
- (4) 決められた時刻・乗降場所以外は利用できません。
- (5) 児童の体調がすぐれない場合、バスに乗車させないなどの対応をお願いします。
- (6) 乗り遅れた場合は、保護者の責任で登校をお願いします。
- (7) 運転の妨げとなる行為など、スクールバスの安全な運行に支障をきたす場合は、利用を休止させていただくことがあります。

5 バス通学11のやくそく（児童向け）

- ① バスの発車時刻5分前までに集合しましょう。
- ② 道路を横断するときは、左右をよく確認しましょう。
- ③ バスに乗り降りするときは、運転手さんにきちんとあいさつをしましょう。
う。
- ④ 決められたバスの座席に座り、勝手に移動ないようにしましょう。
- ⑤ 座席では、荷物を整頓してひざの上か足元に置き、マナーを守って過ごしましょう。
(さわがない。落書きしない。怒から顔や手を出さない。物を投げない。飲食はしないなど。)
- ⑥ バスの運転器具に、手を触れないようにしましょう。
- ⑦ バスに乗ったら必ずシートベルトをしめましょう。
バスから降りるときは、バスが完全に止まってからシートベルトを外し、ゆっくり降りるようにしましょう。
- ⑧ 運転手さんの言うことを聞いて、静かに過ごしましょう。
- ⑨ 気持ちが悪くなったり、具合が悪くなったりしたときは、早めに近くの人や運転手さんに言いましょう。
- ⑩ バスの中に持ち物を忘れないようにしましょう。(持ち物には名前を書きおきましょう。)
- ⑪ バスに乗り遅れた場合は、おうちの人に学校まで送ってもらいましょう。

6 その他留意事項

- (1) 教育委員会は、安全・安心にスクールバスを運行するため、学校、P T A等と必要に応じて意見交換を行います。
- (2) 教育委員会及び学校は、バス事業者との連携を密にし、スクールバス運行に関する情報を共有するよう努めます。
- (3) スクールバスは、児童の乗車が確定しない限り、予定時刻よりも前に出発することはありませんが、道路事情等により遅れる場合があります。
- (4) 教育委員会及び学校は、必要に応じて本手引きの見直しを行います。
- (5) 運行時間や乗降場所等については、児童数の変動に伴い見直す場合があります。
- (6) 本手引きに記載のない事項については、教育委員会、学校、バス事業者で別途協議します。

7 緊急時の対応について

(バス乗車中に、急病人、事故等が発生した場合の対応)

- (1) 運転士は、周囲の状況を確認した上で、バスを安全な場所に停車します。
- (2) 運転士は、停車後、直ちに車内外の状況を確認し、必要に応じて救急の要請や警察への連絡等を行います。また、学校に状況を報告し、対応を協議します。
- (3) 学校は、必要に応じて現地確認や保護者への連絡を行います。

(台風・降雪等の悪天候時の対応)

- (1) 学校は、登下校のバスの運行に支障をきたす恐れがある場合には、バス事業者と協議し、スクールバスの運行時間の変更を判断します。
- (2) 学校は、バス事業者との協議の結果、スクールバスの運行時間を変更する場合には、速やかに保護者に連絡します。

事故等が発生した場合のフロー図

